

横浜市戸塚柏桜荘  
指定管理者選定委員会

審査報告書

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市戸塚柏桜荘第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	内海 宏	株式会社地域計画研究所代表
委員	荒木 三和子	名瀬地区社会福祉協議会会長
	門井 富士夫	戸塚第一地区民生委員児童委員協議会会長
	林 弘一	戸塚区老人クラブ連合会会長
	鷺見 悦子	税理士

## 3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名） 1 委員長、職務代理者の選出 2 選定スケジュール、会議の公開、非公開について 3 横浜市戸塚柏桜荘第4期指定管理者公募書類の決定	令和3年4月26日（月）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	令和3年5月10日（月） ～6月30日（水）
現地見学会兼公募説明会（参加必須） ※申込1団体、1名	令和3年5月31日（月）
公募に関する質問受付（質問なし）	令和3年5月31日（金） ～6月4日（金）
応募書類の提出（1団体）	令和3年7月1日（木） ～7月5日（月）
◆第2回選定委員会（傍聴者0名）	令和3年8月2日（月）

◆は選定委員会

## 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市戸塚柏桜荘指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）において、あらかじめ定めた評価基準項目に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、審査として応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑応答）を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で集計しました。

※ 100点と別に加減点項目として、次の項目を採点しました。

- ・「市内中小企業等であるか」として上限5点
- ・現指定管理者のみ「実績評価」として上限5点、下限－5点

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」に該当すること、「欠格事項」「応募者の失格」に該当のないことを確認しました。

### (1) 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（以下「団体」という）（法人格は不要。ただし個人は除く）

### (2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- カ 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ク 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 6 応募団体と選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、公募要項で定める最低基準点（6割以上）を満たしているため、次の団体を指定候補者に決定しました。

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人朋光会

## 7 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者
(1)	運営ビジョン	25点	24点
(2)	団体の状況	50点	44点
(3)	職員の配置・育成	50点	44点
(4)	施設の管理・運営	125点	112点
(5)	事業の企画実施	100点	94点
(6)	区として強化を求める事項	100点	88点
(7)	収支計画及び指定管理料	50点	44点
小計		500点	450点
(8)	加減点項目	50点	21点
合計		550点	471点

## 8 審査講評

### 【指定候補者】社会福祉法人朋光会

平成 18 年から継続して当施設を管理運営しており、これまでの実績をもとに安定した提案内容であった。自主事業における参加者アンケートなどにより、ニーズを的確に把握し、満足度向上に努める姿勢も見られ、次期指定管理期間を安心して任せられると判断した。

特に、開館から相当年数が経過し、経年劣化による修繕が求められる箇所も多い状況の中、指定管理料の 5%相当を施設整備に捻出するなど、主たる利用が高齢者という老人福祉センターの安全性向上の観点から、具体的な対応策を提案した点は高く評価したい。

一方で、駅から遠い立地であるが、区内の遠方に住む高齢者に対しても、ここでしか味わえない魅力や親しみのある施設として利用したくなるよう、指定候補者に更なる工夫を求めたい。

また、単にサークル活動や事業を実施する場としてのみならず、発災時の二次的避難場所としての役割など、公共施設としての性質、求められる役割についても地域と共有することで、より施設に対する理解が進み、愛着につながるということを念頭に、周辺地域との連携をより一層進めていって欲しい。